令和五年五月十九日（号外第百六号）こども家庭庁・厚生労働省告示第一号（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
五一	改正前欄	一〇	第一項の住宅	第一項の住宅
五五	改正前欄	五～六	必要な意思決定支援が行われ、施設入所者の地域生活への移行等に関し、本人の意思が確認されていることが重要である。	必要な意思決定支援が行われ、施設入所者の地域生活への移行等に関し、本人の意思が確認されていることが重要である。
〃	改正後欄終りから	一八	や、地域生活	や、地域生活
六五	改正前欄終りから	一一～一二	、各種研修や指導監査など	、各種研修や指導監査など
七三		一八～二一	「各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその確保のための方策」を削る。	